

令和8年教育委員会第2回臨時会会議録

開会日時 令和8年2月12日 午前 11時00分

閉会日時 同 上 午前 11時04分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 市川 茂

同職務代理者 久保 洋子

委 員 壺内 明

委 員 谷部 憲子

委 員 田中 健

議場出席委員

・教育次長 山崎 淳 ・学校教育担当部長 山梨 智弘

・教育総務課長 羽田 顕 ・生涯学習課長 土居 真喜

開会宣言 教育長 市川 茂 午前11時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 市川 茂 委員 久保 洋子 委員 壺内 明

以上の委員3名を指定する。

開会時刻 11時00分

○**教育長** おはようございます。本日、井口委員より欠席のご連絡をいただいておりますが、出席委員は定足数に達しておりますので、令和8年教育委員会第2回臨時会を開会いたします。

本日の会議録の署名は私に加え、久保委員と壺内委員にお願いいたします。

まず、本日、傍聴の申し出はありませんが、本日の議案第12号につきましては、議会の議案に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○**教育長** それでは、議案第12号につきましては非公開とします。

それでは、議事に入ります。本日は議案等が1件でございます。

それでは、議案第12号「葛飾区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例に関する区議会からの意見聴取」を上程いたします。

生涯学習課長。

○**生涯学習課長** それでは、議案第12号「葛飾区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例に関する区議会からの意見聴取」についてご説明させていただきます。

本件は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づき、区議会から、葛飾区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について、意見を求められているものでございます。

一枚おめくりください。提案理由にございますとおり、文化に関する事務について、区長において管理し、執行するため、新たに条例を定める必要があるものでございます。

葛飾区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の内容としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、文化財の保護に関するものを除く、文化に関する事務は、葛飾区長が管理し、及び執行することとしております。

本条例を定める趣旨としては、文化芸術に関する区の窓口を集約し、一元的に文化振興に取り組んでいくため、生涯学習課で所掌する文化芸術に関する業務を、文化国際課へ移管するものであり、付則として施行日を令和8年4月1日としております。

本件の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明についてご質問等はございますでしょうか。

田中委員。

○**田中委員** ご説明ありがとうございます。区長が常々言っておられる、子育てするなら葛飾というところで、子育て世代に是非、葛飾に来ていただいてというところが、区の思いとしてもあると思います。そういったところで、魅力あるまちづくりをされていく中で、こういった

文化に関する事業については大事かなと思っております。それを、まちづくりですので、区ですとか、まちの色々な意見を聞きながら、最適なところを取り組んでいかれるという意味だと、今回の変更によって、よりそれがスムーズにいくのかなと思っておりますので、是非、よりよい施策を今後ともお願いします。意見というか、期待しておりますといったところでございます。

○教育長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第12号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第12号について、原案のとおり可決といたします。

以上で、本日の議事等は全て終了となりますけれども、そのほか委員の皆様からご意見、ご質問などはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、令和8年教育委員会第2回臨時会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 11時04分